

令和7年度第5回福生市地域福祉推進委員会会議要録

日時	令和7年10月22日(水) 午後1時30分～午後2時27分
場所	もくせい会館3階 301・302 会議室
委員 出席者	田中 愛誠 (会長)、吉野 通正、渡邊 彩、白石 良、笹本 みゆき、大河内 公夫、 柿崎 ひとみ、高橋 和子、杉本 芳江、小川 肇、三井田 章、大戸 規彰、 北島 浩子、川口 貴枝、萬沢 明 (副会長)、小川 恵子、濱中 供子、高山 浩之
事務局 出席者	田村福祉保健部長、峯尾社会福祉課長、高山障害福祉課長、神田介護福祉課長、 井上福祉総務係長、金子福祉総務係主査、安東福祉総務係担当、大橋福祉総務係担当、 大久保福祉総務係担当、菱沼障害福祉係長、三田相談支援係長、佐野相談支援係主査、 小村高齢者支援係長、村社高齢者支援係主査、澤井介護保険係長、木村介護保険係主査

[事前配付資料]

- ・事前資料1 第7期福生市地域福祉計画 (答申案)
- ・事前資料2 高齢者生活実態調査票 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査) (案)
- ・事前資料3 高齢者生活実態調査票 (在宅介護実態調査) (案)

[当日配付資料]

- ・資料1 第7期福生市地域福祉計画答申案について
- ・資料2 第7期福生市地域福祉計画答申書案
- ・資料3 令和7年度第4回福生市地域福祉推進委員会会議要録

1 開会

事務局： 定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第5回福生市地域福祉推進委員会を開会します。

本日は、川口修委員、波多野委員、田村委員、半澤委員が御都合により欠席される旨、事前に御連絡いただきました。

本日は、第7期福生市地域福祉計画について、事前に委員の皆さまへお送りさせていただきました答申案の最終確認をしていただきたく存じます。答申案の内容につきまして、この委員会の場でご承認いただけましたら、次第の4に記載させていただいておりますとおり、答申ということで、6月の本委員会で行わせていただきました加藤市長からの諮問に対し、福生市地域福祉推進委員会より、計画書の案という形での答申を行なっていただきたく存じます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまご説明申し上げました点につきまして、ご質問等はございますでしょうか。特にないようでしたら、お手元の次第にしたがいまして進めさせていただきます。

2 会長挨拶

～会長から挨拶～

3 議題

(1) 第7期福生市地域福祉計画答申案について

会 長： 議題（1）「第7期福生市地域福祉計画答申案について」、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題（1）「第7期福生市地域福祉計画（答申案）について」説明をします。

令和7年度に策定します第7期福生市地域福祉計画につきましては、これまで数回にわたり委員の皆様にご審議をいただき、前回、第4回の本委員会において計画（素案）の承認をいただいたところです。

計画（素案）を基に再度全体を見直して修正を加えたものを「答申案」として委員の皆様へあらかじめ事前資料としてお送りしていますが、本日はその内容について最終確認をいただいた上で決定し、計画策定に係る市長からの諮問に対する地域福祉推進委員会の意見として答申を行うため、議題に上げたものです。

当日の資料としてお配りしています資料1を御確認ください。こちらは素案から答申案に至る修正箇所の一覧をまとめたものです。計画の内容を再度精査し、一部変更を行ったほか、全体を通して文言、レイアウトなどの軽微な修正を行っていますが、基本目標、施策の方向性についての大きな変更はありません。

文章の体裁などの軽微な修正部分については説明を割愛し、資料1の「修正箇所一覧」の表に沿いながら、主に内容、表現などの修正箇所を中心に説明をします。なお、表には答申案の該当ページも記載していますので、合わせて御確認いただければと存じます。

それでは、資料1の1ページ「修正箇所一覧」を御確認ください。

はじめに、総論の部分です。

まず、「第1章 計画の策定に当たって」の「1. 策定の背景と趣旨」「2. 計画の位置づけ」についてです。こちらには国の動向などが書かれていますが、法改正の状況等、専門的な用語を使っている部分があったため、読み手にわかりやすい形という視点で文章の内容を一部変更しています。

次に、「第2章 福生市の地域福祉を取り巻く現状と課題」の「1. 統計データに基づく福生市の現状」についてです。こちらには各種統計データのグラフなどが掲載されていますが、「子ども人口の推移」に関しては最新のデータが存在するため、グラフの更新を行っています。このグラフは課題分析に使用していますが、全体的な傾向、課題分析に伴う結果については特に変更がないことを合わせて確認しています。

次に、「第3章 計画の基本的な考え方」の「基本目標2」の説明文についてです。「体制の充実に取り組む」といったような表現になっていましたが、基本目標3「適切な支援につなげる体制づくり」と重複してしまう懸念がありましたので、基本目標2「安心して住み続けられる地域づくり」に沿った内容となるよう、文章を変更しています。

次に、各論I「福生市重層的支援体制整備事業実施計画」についてです。

「第2章 重層的支援体制整備に向けた取組」の「1. 包括的相談支援体制の構築」の中に（2）福祉総合相談窓口の設置という項目があります。この具体的な取組のところが窓口の対外的な周知といった内容になっていましたが、現在は社会福祉課の生活困窮

者相談窓口も兼ねるような形で、機能のみ付けているような状況です。そのような状況を踏まえまして、窓口の対外的な周知という内容から各関係機関との調整、つなぐ役割といった機能の部分を表記する形に改めています。こちらの取組内容につきましては、後ほど改めて御説明しますが、各論Ⅱにも掲載されている内容になりますので、そちらも同様の修正を行っています。

「4. 福祉分野を超えた参加支援・地域づくり」の中に（2）地域づくりに向けた支援の実施という項目があり、具体的な取組のところに地域福祉コーディネーター及び福祉活動専門員の活動について記載しています。この内容が抽象的でしたので、具体的な活動が見えやすくなるよう、文章の整理を行っています。

それでは、資料1の次のページ、各論Ⅱ「基本施策」に移ります。

まず、基本目標1の施策の方向性（1）地域に目を向け参加・参画する人の増加についてです。施策No. 3に「ボランティアの担い手支援及び担い手確保に向けた情報発信」という項目があります。こちらの内容が担い手への支援ではなくボランティア活動への支援となっていて、施策の名称と内容が整合していなかったため、内容欄を修正しています。

次に、施策の方向性（2）NPO・ボランティア活動等の支援についてです。今後の方向性の説明文が市民参加の促進を目的とする内容であったため、施策の方向性（2）のタイトルと整合を図る形でNPO・ボランティア活動等の支援を目的とする内容に修正を行っています。

次に、施策の方向性（4）人権尊重と心のバリアフリーの推進についてです。施策No. 10に「学習講座の開催」を挙げていましたが、施策の内容を改めて精査したところ、施策No. 9「社会教育における福祉教育」と重複しているという判断に至ったことから、施策No. 10を施策No. 9に統合する形で修正を行っています。

次に、基本目標2の施策の方向性（1）権利を守るための支援についてです。施策No. 8に「法人後見への支援」という項目があります。こちらの内容が「法人との連携調整」となっていたのですが、わかりづらいということで、「法人に向けた情報の周知」と、現実に即したわかりやすい表現に改めています。

同じく施策の方向性（1）の中にコラムがあり、その一番下に「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）とは」という説明が記載されています。こちらの中に、本事業が成年後見制度とは支援の範囲や利用手続きなどが異なる旨を明記し、成年後見制度の中で行われている事業ではないことがわかりやすくなるよう、文言を追加しました。

次に、基本目標3の施策の方向性（1）総合的な相談支援体制の充実についてです。施策No. 2に「福祉総合相談窓口の実施」という項目があります。こちらが先ほどの説明のように、窓口の対外的な周知ではなく、窓口の機能を担うという内容に変更しています。

次に、施策の方向性（3）「地域福祉の推進体制の強化」についてです。施策No. 2に「相談員等の資質向上のための支援」という項目があります。こちらは単に資質向上のための支援を行うという内容で具体性に欠けていたため、実際に行っている研修受講の機会の提供といった支援内容を追記しています。

以上が素案からの主な修正内容となりまして、この他に、先ほど申し上げた文章の体

裁、細かいレイアウトなどの全体的な見直しを行い、答申案としてお示ししたものです。

最後に、資料編についてです。事前の資料配付の際にもお伝えしたとおり、答申案に合わせて用語解説や関係法令等の掲載内容を精査する必要が生じたため、今しばらくお時間をいただくこととなります。資料編自体は計画の内容に直接的に影響するものではないことから、答申としては114ページのように項目のみ表記する形とし、令和7年12月のパブリックコメント実施に合わせて資料編を調整したいと考えていますので、御了承いただければと存じます。

続きまして、資料2を御確認ください。このあと答申案について御審議いただき、本日この場で御承認をいただけましたら、本年の6月に市長から受けた計画策定に係る諮問に対する答申ということで、資料2の「案」を取り、事前資料1の「答申案」の「案」を取った計画書を添付した形で、福生市地域福祉推進委員会の意見として市長へ答申を行っていただきたく存じます。

以上が答申案の説明となります。

資料1へ戻りまして、2ページの下部、「計画策定までのスケジュール」を御確認ください。こちらは前回の本委員会でもお示しした内容ではありますが、本日はパブリックコメントの内容を中心に改めて御説明します。

(1) パブリックコメントの実施についてですが、本年12月から令和8年1月にかけて計画案を公表し、パブリックコメントとして市民意見の募集を行います。公表の方法ですが、広報ふっさ、市ホームページへの掲載に加えまして、社会福祉課の窓口及び市内の公共施設に計画案の冊子を設置します。

(2) パブリックコメントの結果に対する対応についてですが、計画の決定を行う際にはパブリックコメントの意見等を考慮するとされていまして、提出のあった意見等に対する市の考え方の表明を行います。様々な意見が出ると想定され、細かい修正を要する意見が出ることも想定されますので、そのような場合には計画案を修正することもあります。パブリックコメントで寄せられた意見、また、それに対する市の対応につきましては、公表の前に開催の第6回の本委員会において委員の皆様にお示しし、御確認をいただく予定となっていますので、御承知おきいただければと存じます。

その後、パブリックコメントを経て(3)計画の最終調整、策定として、地域福祉計画の決定を行う予定です。

委員の皆様には、昨年度の基礎調査実施の段階から様々な御協力をいただきまして、改めて感謝申し上げます。

最終の確認となりますが、御審議のほど、よろしく申し上げます。

議題(1)の説明は以上です。

会 長： ありがとうございます。事前資料1、資料1、資料2に基づき「第7期福生市地域福祉計画答申案」についての説明がありました。答申前に確認したい点、御質問等あればお願いします。

御質問、御意見等はなしということですのでよろしいですか。それでは、「第7期福生市地域福祉計画答申案」については事前資料1のとおりの内容で決定とし、また、市長からの諮問に対する福生市地域福祉推進委員会の答申として資料2の答申案に付して、本日市長に提出するということがよろしいでしょうか。御承認をいただける方は、拍手をお願いします。

～拍手多数～

会 長： ありがとうございます。拍手多数により承認として認められました。よって、「第7期福生市地域福祉計画答申案」については事前資料1のとおりの内容で決定し、また、市長から諮問に対する福生市地域福祉推進委員会の答申として資料2の答申案に付して、本日市長に提出することとします。事務局より何かありますか。

事務局： 「第7期福生市地域福祉計画答申案」について御承認をいただきまして、誠にありがとうございます。事前資料1のとおりの内容で決定との御承認をいただきましたので、「第7期福生市地域福祉計画（答申案）」を計画書案とし、諮問に対する答申として、次第4に記載のとおり、推進委員会から市長に対して答申を行っていただきたく存じます。答申の際は、会長が代表して答申書と計画案を市長にお渡しする形をお願いします。答申の開始時刻につきましては、後ほど御案内します。

会 長： それでは、議題（2）に移ります。

（2） 障害者生活実態調査について

会 長： 議題（2）「障害者生活実態調査について」、事務局より御説明をお願いします。

事務局： では、議題（2）「障害者生活実態調査について」、御説明します。資料はありません。本日は進捗状況のみの御報告となります。9月に委託業者が決定し、10月中旬に初回の打合せを実施しました。打合せの中で障害者生活実態調査全体のスケジュール確認、アンケート項目の確認、アンケート調査に関する細部の確認を行いました。アンケート項目に関しては前回の内容を参考にしつつ、現在委託業者が作成していきまして、来週には市の方へアンケート項目案の確認依頼が来る予定となっています。また、同時期に市内障害福祉関係の事業者向けにもアンケート調査を実施することなどの確認を行いました。引き続き、適宜打合せ・調整を行い、障害者生活実態調査を進めてまいります。

議題（2）の説明は以上です。

会 長： ありがとうございます。障害者生活実態調査についての説明を受けましたが、皆様、御質問・御意見等ありますか。よろしいでしょうか。それでは、こちらについては御報告をいただいたということで、議題（3）に移ります。

(3) 高齢者生活実態調査について

会 長： 議題（3）「高齢者生活実態調査について」、事務局より御説明をお願いします。

事務局： では、議題（3）「高齢者生活実態調査について」、御説明します。事前資料2をお願いします。

こちらは、福生市高齢者生活実態調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）です。前回、9月24日の地域福祉推進委員会において高齢者生活実態調査の概要について説明をしました。本日は調査様式が固まりましたので、委員の皆様にご説明をします。

国から示された指針に基づき東京都介護予防・フレイル予防センターからの追加設問を加えて実施する調査です。

1 ページをお願いします。調査内容ですが、要介護状態になる前の高齢者の生活や社会参加の状況を調査し、地域の抱える課題を把握することを目的として実施するもので、調査対象は、65歳以上の市民の方2,000名と要支援1、要支援2の認定を受けた市民の方約500名を対象としています。また、新たな試みとしまして、調査票の右下にはQRコードを設け、オンラインでの回答も可能としています。

2 ページをお願いします。調査期間は、令和7年11月10日から12月1日までの約20日間で、郵送の方につきましては、同封の返信用封筒をご利用いただきます。「3 プライバシーの保護」についてですが、本調査は無記名式としています。回答内容と福生市の要介護認定データと組み合わせて、介護保険事業及び高齢者福祉施策推進のための基礎資料とするものです。

3 ページからは調査項目となります。問1から問9までの調査となっています。国の指針により必須項目とオプション項目に分かれていますが、令和4年度実施時に調査項目としているものについては、経年での比較データを取得するため、同様の調査項目としています。

今回、国から新たに調査項目として追加となった設問と東京都介護予防・フレイル予防センターから市が選択した設問項目を説明します。

7 ページをお願いします。（6）と（7）は通信・通話機器に関する設問として、スマートフォン等の使用状況及び内容について確認をするもので、今後のデジタルデバインド対策の参考とするため設問に追加しています。

10 ページをお願いします。問6「就労について」は、高齢期における就労等が要介護状態となるリスクの低減に効果があるとの研究成果が報告されているという理由を受けて、今回、国が新たに新規追加した設問となります。

13 ページをお願いします。（8）と（9）は東京都からの選択式の設問です。こちらは、ACP「アドバンス・ケア・プランニング」（人生会議）に関するもので、厚生労働省が11月30日を「人生会議の日」と定め、自分が望む医療やケアについて、あらかじめ家族や医療・介護関係者と話し合い、共有する取組について普及啓発に努めており、意向や状況を確認するものです。

続きまして、事前資料3をお願いします。

福生市高齢者生活実態調査（在宅介護実態調査）に移ります。こちら、「ニーズ調査」

と同様に前回の地域福祉推進委員会で概要について御説明したものです。

1 ページをお願いします。こちらは「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的とし、主に在宅で要支援・要介護認定を受けている方を対象として調査を実施するものです。調査の対象者は、要介護1～5の認定を受けた在宅の方1,500名を対象とするものです。

「2（1）回答方法等」ですが、郵送による記入方式もしくはオンライン方式となります。右にあるQRコードを読み込むことで、オンライン専用フォームからの回答が可能です。

2 ページをお願いします。返送方法ですが、先ほどのニーズ調査と同様に、同封の返信用封筒により、令和7年12月1日までに御返送いただくこととしています。

3 ページをお願いします。3 ページからはA票で調査対象者様御本人について何う調査となります。こちらの調査は要介護度をお持ちの方を対象としていますので、問1では御本人を含め、御本人以外の家族や親族、その他の方からの回答を想定しています。なお、前回、令和4年度の調査では、御本人による回答が約3割、家族や親族からの回答が約5割でした。

6 ページをお願いします。こちらは5 ページのA票の問11で、「ご家族やご親族からの介護がある」と回答した方が対象となるB票となります。

先ほど申し上げましたが、主に「家族等介護者の就労継続」について確認する内容となっており、全10問で構成されています。

なお、調査結果につきましては、来年2月6日に実施予定の第6回地域福祉推進委員会でお示しする予定です。

議題（3）の説明は以上です。

会 長： ありがとうございます。高齢者生活実態調査についての説明を受けましたが、皆様、御質問・御意見等ありますか。

委 員： こういう実態調査を実施するときが一番気になるのが、回答者御本人や御家族が介護保険の知識をどのくらい持っているかということで、それについての設問を入れるべきだと思います。

事前資料3、在宅介護実態調査の調査対象は要介護認定を受けた在宅の方1,500人で、問6で今使っている介護保険サービスの利用状況を聞いています。これに回答できるのはケアマネジャーぐらいで、要介護認定を受けて実際に訪問介護等を利用している方が細かい利用状況まで答えられないと思います。認定を受けたというだけで、介護保険の知識があるわけではないので、知識や情報がない方向けに対するアンケートとしては表記が不適切ではないでしょうか。回答する方が御自分の状況を書きやすい聞き方にするべきだと思います。問10の「居宅療養管理指導等は含みません。」という文章にしても、要介護認定を受けている方でこれをわかる方はほぼいないと思われます。

次の質問で、問3の注釈に「特定施設（有料老人ホーム等）」とありますが、「等」としてしまうと、その中に何が含まれているのかが不明になるため、わかりやすい記載をお願いしたいです。同じく問3の注釈「グループホーム」のところですが、グループとホー

ムの間にスペースが空いてしまっています。

全体的に、介護保険に精通している方向けのアンケートになっている感じがします。要介護認定や要支援認定を受けた方の御家族であっても介護保険について全く理解していない方がほとんどだと思うので、答えられないのではないかという気がします。

会 長： ありがとうございます。御指摘に対して、こういった配慮や修正をするというようなお考えがありましたら教えてください。

事務局： 御指摘ありがとうございます。確かに専門的な用語、例えば特定施設入居者生活介護、居宅療養管理指導等は、要介護認定を受けている方には理解が難しい部分もあります。そこは御家族もしくはケアマネジャーが回答するところですが、それでも専門用語についてはなかなか御理解が及ばない、あるいは的確な回答も難しいかと思しますので、表記の仕方を検討します。

会 長： 本件につきましては、事務局で改めてわかりやすい表記を検討するということです。

委 員： 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査で表記の体裁が違って見やすいレイアウトにすべきだと思います。

事務局： 実態調査とニーズ調査の体裁を比較しますと、文字が大きい分、ニーズ調査の方が見やすくなっています。こちらについては工夫したいと思います。

事務局： 調査票に関して、本日会議に出席している高齢者生活実態調査の委託事業者から補足があります。

委託事業者： ニーズ調査は大きな文字で示してあり、実態調査は小さい文字になっています。おっしゃるとおり実態調査の文字が見つらい部分がありますので、文字をニーズ調査程度まで大きくしたいと思います。

委 員： 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の問4、(6) 通信・通話機器をつかっていますか、と(7) どのようなことに使用していますか、は関連する設問だとわかりますが、(7)は(6)で選択した機器をどのようなことに使用していますかという聞き方にした方が丁寧な感じがします。

事務局： ニーズ調査の問4、(6)及び(7)につきましては、東京都の調査を受けて設定しているものです。自治体間で比較するというところもありますので、表記はこのままの形で御容赦願いたいと存じます。

会 長： 他に御意見等ありますか。私から1点確認したいと思います。ニーズ調査、実態調査とも、第2号被保険者も調査の対象となりますか。

事務局： 第1号被保険者のみが対象です。

会 長： 承知しました。他に御質問・御意見等ありますか。

委 員： 第2号被保険者の実態は他で拾うような構造になっているのでしょうか。第2号被保険者の要介護認定が増えている状況下、第10期の計画策定においてそこが抜けてしまうというのは不安な気がします。

事務局： 高齢者の生活実態調査に係る在宅介護実態調査ということで、前提として高齢者と定義づけがされているため、第2号被保険者が外れてしまう形になります。

委 員： 第2号被保険者についての情報を集めることはないのですか。

事務局： 特段その予定はありません。市民便利帳等ではサービス等の御案内をしていますが、

計画の位置づけとしては高齢者となります。

委員： わかりました。ありがとうございます。

会長： 「誰一人取り残さない」ということで、今後はそういった点も合わせて御検討をお願いしたいと思います。他に御意見等ありますか。よろしいでしょうか。では、議題については以上で終了とし、進行を事務局にお返しします。

事務局： 会長、ありがとうございました。

改めまして、委員の皆様、「第7期福生市地域福祉計画（答申案）」についての御承認をありがとうございました。議題（1）の最後に申し上げましたとおり、本日皆様に御決定いただきました「第7期福生市地域福祉計画（答申案）」を「計画書案」として付して、市長に対する答申をお願いしたいと存じます。

4 答申

～会長が市長に答申書を提出～

5 市長謝辞

～市長より謝辞～

事務局： ありがとうございました。ここで、他の公務の都合により、加藤市長はここで退席をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

6. その他

（1） 令和7年度第4回福生市地域福祉推進委員会会議要録について

事務局： 資料3の「令和7年度第4回福生市地域福祉推進委員会会議要録」を御確認ください。こちらは、前回の9月24日（水曜日）に開催しました第4回福生市地域福祉推進委員会の会議要録です。おおむね11月1日ごろに福生市ホームページにおいての公開を予定していますので、お気づきの点等ありましたら、後日でも構いませんので御意見をお寄せいただければと思います。よろしく願いします。

（2） 令和7年度第6回福生市地域福祉推進委員会の開催について

日時： 令和8年2月6日（金）午後1時30分から

場所： もくせい会館3階301・302 会議室

7. 閉会

事務局： 以上で第5回福生市地域福祉推進委員会を終了します。皆様、長時間にわたり御協力ありがとうございました。

（午後2時27分 閉会）